

## 米子市空き家等の適正管理に関する条例(全部改正)(案)の概要について

平成30年11月  
都市整備部住宅政策課

### 【背景と趣旨】

「米子市空き家等の適正管理に関する条例」(以下「現行条例」という。)は、所有者等による適正な管理が行われていない空き家等に対して市が講ずる措置を定めることにより、空き家等の倒壊等による事故及び空き家等が犯罪又は火災を誘発するものとなることを防止し、もって安全で安心な市民生活の確保に寄与することを目的として、平成25年4月1日に施行されました。

その後、国において、「空家等対策の推進に関する特別措置法」(以下「法」という。)が平成27年5月26日に全部施行され、以後は法に基づいて対応しています。

本市では、法に定めのない措置や一部空住戸のある長屋等への対応について定め、今後より積極的に空家等対策に取り組んでいく考えであることから、現行条例の全部を改正しようとするものです。

### 【主な改正内容】

#### 1 条例の名称等

条例の名称を「米子市空家等及び空住戸等の適切な管理に関する条例」と改称し、用語も法で使用する用語を基本に整理します。

#### 2 重複している規定の廃止

法で対象となっている空家等に関する規定については、法と重複するため廃止します。

#### 3 長屋等への対応

法で対象となっていない一部空住戸のある長家等についても対応することとし、当該長屋等の空き家について、「空住戸等」及び「特定空住戸等」と定義することとします。

空家等・・・建築物又はこれに付属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地(立木その他の土地に定着するものを含む)をいう。ただし、国または地方公共団体が所有し、または管理するものを除く。(法第2条第1項)

特定空家等・・・そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。(法第2条第2項)

#### 4 勧告に関する意見聴取等

特定空家等及び特定空住戸等の所有者等は、勧告を受けることで地方税法349条の3の2が定める住宅用地の特例を受けることができなくなるため、法及び改正後の条例（以下「新条例」という。）の規定による勧告をする前に、所有者等に意見を述べる機会を与えるものとします。

#### 5 公表の措置

市長は、特定空家等及び特定空住戸等の所有者等が法及び新条例の規定による命令に従わなかった場合に氏名等を公表する規定を置くことで、所有者等の適切な管理を促進します。

#### 6 緊急安全措置

市長は、空家等及び空住戸等の倒壊等による人の生命、身体又は財産に対する重大な危害を防ぐため緊急の必要があると認められるときは、当該危害の防止のために必要最小限の措置をとることができることとします。この場合において、当該措置に要した費用は、その所有者等の負担とすることができることとします。